



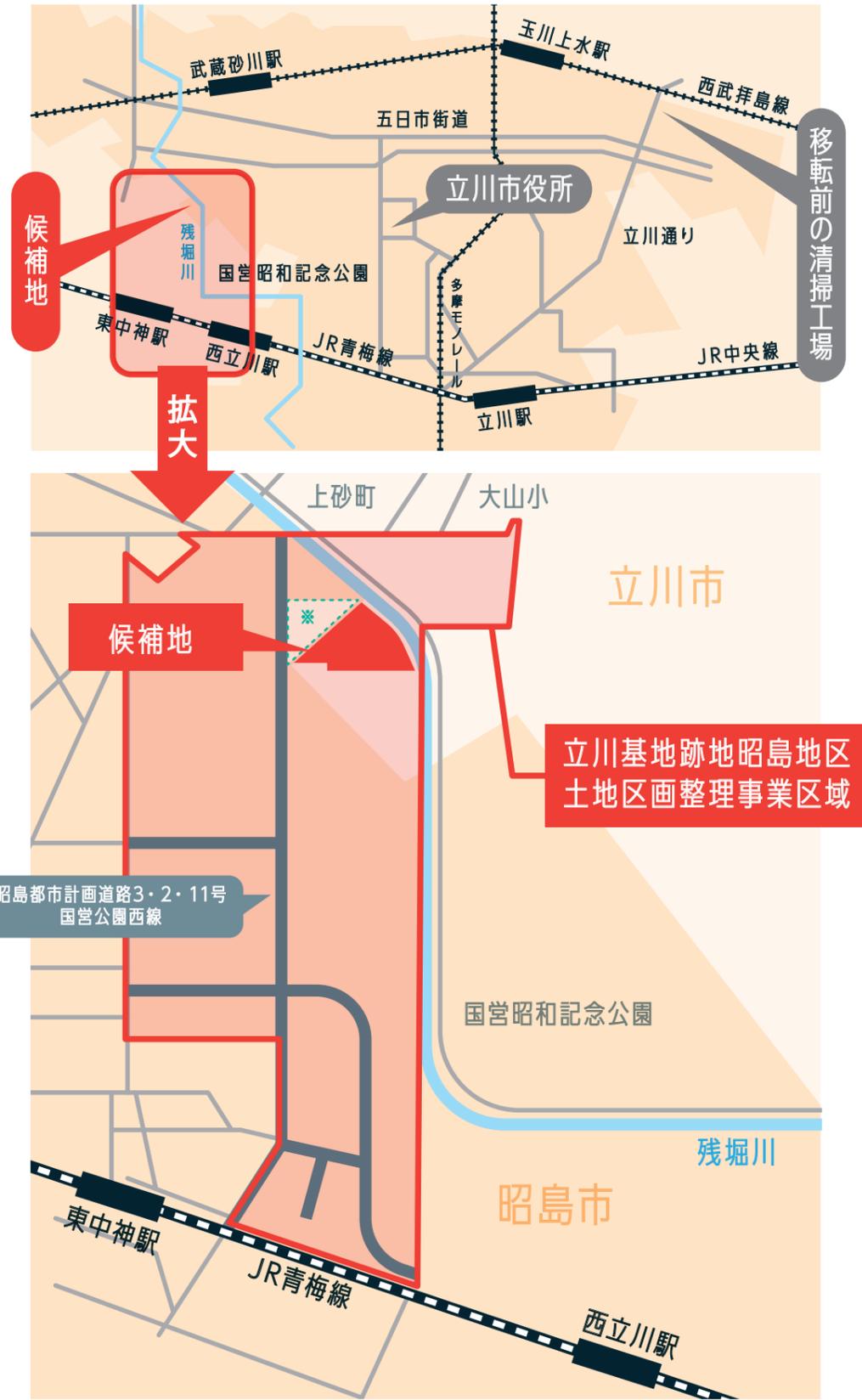
01 候補地の決定

昭和27年(1952年)から若葉町の旧清掃工場で焼却業務を行っており、昭和54年(1979年)には1号炉、2号炉2基が稼働し、平成9年(1997年)には3号炉1基が稼働し、ごみの焼却を行ってきました。

平成4年(1992年)に焼却炉(3号炉)の増設を計画する際に、今後のごみ量の予測や既設の焼却炉の更新等を考慮し、当時の場所での焼却業務を平成20年(2008年)12月で終了することから、市は移転候補地の選定を最重要課題として取り組んできました。

平成25年(2013年)2月には、立川基地跡地昭島地区土地区画整理事業区域内の公的利用分を候補地として発表し、平成25年度(2013年)より候補地周辺自治会等で構成している「立川基地跡地利用施設検討委員会」と市とが関わりながら、清掃工場移転に向けて取り組みを進めてきました。

01 候補地の決定



※候補地公表後、昭島市域を建設敷地に追加



02 新清掃工場整備基本計画の策定 (平成29年(2017年)3月)

候補地決定後、本市は、候補地周辺自治会等7団体役員で構成する「立川基地跡地利用施設検討委員会」との話し合いや候補地周辺住民説明会などを開催し、最新施設の状況や清掃工場の安全性などについて説明を行い、新清掃工場の整備に向けた取り組みを進めてきました。また、平成27年(2015年)12月には新清掃工場の整備に向けた基本的な考え方を「新立川市清掃工場(仮称)の基本的な考え方」としてとりまとめました。

平成28年(2016年)5月に学識経験者、専門家、関係団体や公募市民を含めた委員で構成される「新清掃工場整備基本計画検討委員会」を設置し、基本的な考え方を踏まえ、新清掃工場を早期に整備し、求められる役割を備えた施設整備に必要な基本的事項をとりまとめた新清掃工場整備基本計画を、平成29年(2017年)3月に策定しました。

目指す施設

① 環境負荷のさらなる低減を図る施設

地球環境や地域環境、施設周辺の生活環境を保全するため、環境への影響物質の排出を可能な限り低減を図る施設を目指す。

② 安心・安全で安定した施設

万全の事故対策を実施することにより、将来にわたって安全で安定したごみ処理が行える施設を目指す。

③ エネルギーの有効活用を推進する施設

ごみを処理する段階で得られる熱エネルギーなどを効率的に回収し、有効活用できる施設を目指す。

④ 大規模災害時に機能が損なわれない施設

耐震性や耐水性等の対策を行うことにより、大規模災害時にも稼働を確保し、地域の「防災拠点」としてエネルギー供給等が行える施設を目指す。

⑤ 市民から親しまれる施設

ごみの処理(焼却)だけでなく、環境学習が行える機能を備え、地域への調和と景観に配慮した、市民から親しみをもたれる施設を目指す。

施設規模の決定

立川市クリーンセンターにおける処理対象物は、「燃やせるごみ」に加えて、可燃性粗大ごみ及び立川市総合リサイクルセンターに搬入された資源物やごみの処理後に排出される処理残さ(可燃)とし、立川市クリーンセンターの施設規模を130t/日(65t/日×2炉)と設定しました。後に、災害廃棄物及び広域支援の受け入れ量の見直しに伴い、施設規模を120t/日(60t×2炉)と変更しました。

煙突高さの設定

関東区域(東京、埼玉、神奈川)における直近5年間に稼働した焼却処理施設で立川市クリーンセンターと同規模の施設での設定値や、排ガス拡散や景観面での周辺住民への影響を元に検討した結果、煙突高さを59mと設定しました。

事業方式

公設民営方式(DBO方式)を採用しています。近年採用する自治体が増えてきた事業方式で多くの実績があり、施設建設と運営を一体として発注するため、長期運営を見越した建設の計画や運営、コスト削減の工夫など、民間事業者の創意・工夫に期待できる事業方式として評価されています。

03 生活環境影響調査の実施

廃棄物の処理及び清掃に関する法に基づく一般廃棄物処理施設の届出に必要な周辺地域の生活環境に及ぼす影響について調査を行いました。

調査項目については、新清掃工場整備基本計画検討委員会などでの意見を参考に「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」の「焼却施設」に基づく3項目(大気汚染、悪臭、騒音・振動)に「東京都環境影響評価条例」に示されている9項目(地盤、水環境、生物・生態系、日影、電波障害、景観、廃棄物、温室効果ガス、低周波音)を加えた12項目について実施しました。

この結果、全ての調査項目において予測評価の目標を満足する分析結果となりました。

調査項目	環境影響要因							
	工事の施行中		工事の完了後					
	建設工事	工事用車両の走行	煙突排ガスの排出	施設の稼働	施設からの悪臭の漏洩	施設が存在	廃棄物運搬車両の走行	施設排水の排出
粉じん	●							
大気汚染								
二酸化硫黄			●					
二酸化窒素		●	●				●	
浮遊粒子状物質		●	●				●	
塩化水素			●					
ダイオキシン類			●					
水銀			●					
悪臭			●		●			
騒音・振動	●	●		●			●	
地盤	●					●		
水循環	●					●		
生物・生態系(緑の量・質)						●		
日影						●		
電波障害						●		
景観						●		
廃棄物	●			●				
温室効果ガス				●			●	
低周波音				●				
水質								—

※ 表中の「●」は選定した項目、「—」は、本事業から影響が考えられないため、選定しなかった項目を示します。

04 都市計画の決定

ごみ焼却場は、都市計画法上の都市施設として定める必要があることから、平成30年(2018年)9月に立川市域の約1.3ヘクタールの区域(イメージ①部分)について、都市計画決定しました。

その後、立川市クリーンセンターが目標とする施設の在り方を実現するため、隣接する昭島市域の約1.1ヘクタールの区域(イメージ②部分)について、昭島市域の土地利用が具体化されたことから、令和4年(2022年)11月に追加する都市計画変更を行いました。

平成30年(2018年)9月10日告示

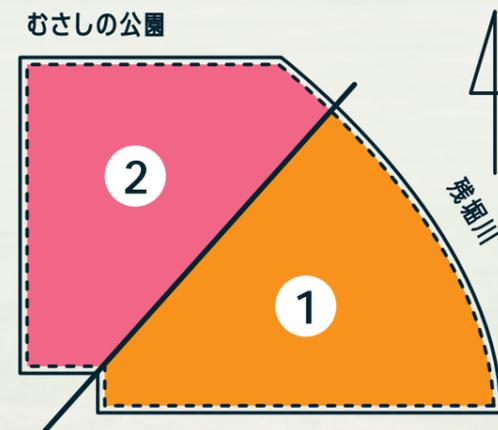
「立川都市計画ごみ焼却場(第2号立川市ごみ焼却場)の決定について」
→ ※イメージ図①部分

「立川都市計画用途地域の変更について」
「立川都市計画高度地区の変更について」
「立川都市計画防火地域及び準防火地域の変更について」
「立川都市計画地区計画(立川基地跡地昭島地区地区計画)」の変更について

令和4年(2022年)11月14日告示

「立川都市計画ごみ焼却場(第2号立川市ごみ焼却場)の変更について」
→ ※イメージ図①+②部分

イメージ図



入札基本方針

落札者の選定については、競争性・透明性が高く、公正・公平性が確保され、かつ品質・経済性の面で優れた施設の建設工事が実施できるよう、恣意性の排除の観点から電子による条件付き一般競争入札を採用するとともに、基準仕様書(要求水準書)発注方式及び事後技術審査方式による品質を確保する方式を採用しました。

(目的)

第1条 この基本方針は、「立川市新清掃工場整備基本計画」(平成29年(2017年)3月策定)で採用することとした公設民営方式(DBO方式)による新清掃工場の建設等における入札及び契約の方法について必要な事項を定めることを目的とする。

(基本理念)

第2条 入札及び契約の方法の決定にあたっては、恣意性の排除を第一に決定する。

(入札方法等)

第3条 入札の方法は、電子による条件付き一般競争入札とし、次の各号に掲げるところにより行うものとする。

- (1) 発注は、基準仕様書(要求水準書)発注方式とする。
- (2) 事後審査は、事後技術審査方式とする。
- (3) 1者入札を可とする。
- (4) 予定価格は、設計施工及び運転管理を含めた全体を事前公表とする。
- (5) 最低制限価格は、設計施工及び運転管理を含めた全体を変動型最低制限価格とする。
- (6) 変動型最低制限価格の成立要件及び算定対象とする参加業者数は、共に3者以上とする。
- (7) 運転管理については、低入札価格調査の対象とし、基準価格については、別に定めるものとする。

(特例)

第4条 市長は、立川市契約事務規則(昭和39年(1964年)立川市規則第15号)の規定にかかわらず、特別の事情があると認めるときは、入札及び契約の方法に関する事項について、別に定めるものとする。

(雑則)

第5条 この基本方針、別に定める実施方針及び入札説明書に定めるもののほか、入札及び契約の方法に関する事項については、立川市契約事務規則並びに入札及び契約に関して規定する要綱、基準等の例による。

附則 この基本方針は、平成30年(2018年)3月23日から施行する。

落札者決定までの審査手順

- 2018.10.2
入札告示(入札説明書等の公表)
- 2018.10.2-10.25
入札説明書等に関する質問受付(第1回)
- 2018.11.15
入札説明書等に関する質問回答(第1回)
- 2018.11.22
入札参加申請
- 2018.11.26
入札参加申請の受理通知
- 2018.11.15-11.30
入札説明書等に関する質問受付(第2回)
- 2018.12.20
入札説明書等に関する質問回答(第2回)
- 2019.1.28
入札・事業提案書等の提出
- 2019.1.29
開札・落札予定者の決定
- 2019.1.29
入札参加資格審査
- 2019.2.25/3.20/4.15
事業提案書審査
- 2019.4.15
審査結果等の答申

事業者選定

「立川市新清掃工場事業者選定審議会設置条例」に基づき、学識経験者及び専門家、計5人で構成する選定審議会を平成29年(2017年)11月24日に発足しました。事業者選定から契約締結までのスケジュールを示し、基準仕様書などについても検討を行いました。

審議会は、平成29年(2017年)11月24日から平成30年(2018年)9月3日までに6回にわたり、本事業の事業者募集に係る実施方針、入札説明書、基準仕様書、契約書(案)等の審議を行いました。市はその結果を踏まえ平成30年(2018年)10月2日に入札告示するとともに、審議会では、平成30年(2018年)12月21日に入札説明書等に関する質疑について審議しました。その後、平成31年(2019年)1月29日の開札で最低価格を入札した応募者「にしき」グループを落札予定者とし、平成31年(2019年)2月25日から平成31年(2019年)4月15日までに3回にわたり、事業提案書の審査を行いました。平成31年(2019年)4月23日に落札者及び審査講評を公表し、代表企業を荏原環境プラント株式会社、構成員を吉川建設株式会社とする企業グループを落札者として決定し、6月27日に基本契約等を締結しました。

荏原・吉川特定建設工事共同企業体 管理技術者 佐瀬 正光

管理技術者としてJVの設計業務全般に関わりました。

新清掃工場準備室の方々、監理者の方々の御指導、JV内の各担当者が全力でこの事業を進めてきたことで、完成することができたと感謝しております。多くの方々の意見、思い入れを一つの形に仕上げるのに頭を悩ませましたが、その甲斐はあったと思います。これから、運営事業者を引き継ぐこととなりますが、地域に根差した施設となるよう、今後も協力して参ります。

